



事務連絡  
令和元年9月6日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業に係る幼児教育・  
保育の無償化に関する留意事項について（通知）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）に伴う企業主導型保育事業における対応については、8月19日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育事業における対応について（通知）」（以下「8月19日付事務連絡」という。）によりお示ししたところです。

今般、企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）が実施する一時預かり事業に係る無償化に関する留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

## 記

（1）企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業の児童福祉法上の取扱いについて

一時預かり事業については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35に定める基準に基づき実施することとされているが、同条第1号に規定する事業（以下「第1号一時預かり事業（一般型）」という。）については、「保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所」において、同条第3号に規定する事業（以下「第3号一時預かり事業（余裕活用型）」という。）については、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）

を行う事業所」において実施するものとされている。

企業主導型保育施設が「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）に定める基準に準じ、同通知の4（1）に規定する「一般型」の一時預かり事業又は同通知の4（4）に規定する「余裕活用型」の一時預かり事業を行った場合には、企業主導型保育事業（運営費）の加算が行われることとなっているが、企業主導型保育施設は「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所」には該当しないため、企業主導型保育施設が実施する同通知の4（4）に規定する「余裕活用型」の一時預かり事業（以下「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」という。）は、「第3号一時預かり事業（余裕活用型）」には該当しない。

なお、企業主導型保育施設が実施する同通知の4（1）に規定する「一般型」の一時預かり事業（以下「加算対象一時預かり事業（一般型）」という。）は、「第1号一時預かり事業（一般型）」に該当する。

（2）企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業に係る無償化の取扱いについて

8月19日付事務連絡の「（6）「延長保育事業」等を実施している場合の取扱いについて」において示したとおり、市町村による施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業を利用した場合、当該利用に係る利用料は施設等利用費の対象となる。ただし、施設等利用費の対象となる一時預かり事業は、児童福祉法施行規則第36条の35に規定する事業をいうものであることから、企業主導型保育施設が実施する「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」の利用に係る利用料は、施設等利用費の対象とはならない。

なお、企業主導型保育施設が実施する「加算対象一時預かり事業（一般型）」の利用に係る利用料は、施設等利用費の対象となる。

（3）留意点

- ① 「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」を実施している企業主導型保育施設において、当該事業が児童福祉法施行規則第36条の35に定める「第1号一時預かり事業（一般型）」の基準を満たす場合には、「第1号一時預かり事業（一般型）」として、①児童福祉法第34条の12の規定に基づく届出及び②子ども・子育て支援法第58条の2の規定に基づく確認の申請を行うことで、当該事業の利用に係る利用料は、施設等利用費の対象となること。
- ② 保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「加算対

象一時預かり事業（余裕活用型）」のみを利用している児童については、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業（企業主導型保育事業（運営費）の基本分単価の対象となる保育事業をいう。以下同じ。）を利用できると考えられること。また、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業を利用している場合には、当該利用に係る利用料は、標準的な利用料が無償化となること。

- ③ 幼稚園と企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業については、併用することができないこと。また、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業の利用児童の保護者は、当該児童に係る施設等利用給付認定を受けることができないこととされていることから、いわゆる認可外保育施設等を利用した場合、当該利用に係る利用料は施設等利用費の対象とはならないこと。